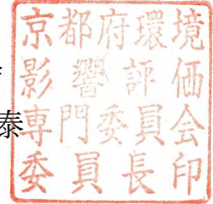


平成25年 5月 8日

京都府知事 山田 啓二 様

京都府環境影響評価専門委員会

委員長 寺島 泰



折居清掃工場更新事業に係る環境影響評価方法書について(答申)

平成25年 1月15日付け 5環管第9号で諮問のことについて、別紙のとおり答申します。

## (別紙)

本事業は、現在、折居清掃工場（以下、「現施設」という。）が稼働している敷地内に、新たに廃棄物焼却施設（以下、「新施設」という。）を建設し、運転を開始した後、現施設を解体するものである。ごみの計画処理量は、現施設の近年の処理実績と同等であり、大気環境、生態系等への重大な影響が懸念されるものではないと認められる。

また、新施設においては、ごみの燃焼による熱エネルギーにより高効率発電を行うこととしており、地球温暖化の防止への配慮が行われている。

一方で、事業予定地は、山城総合運動公園に隣接する丘陵地に位置し、東側には、宇治市景観計画において里山的景観等の保全を目的とした景観重点地区等が存在していることから、新たな構造物による景観への影響については、慎重な予測及び評価が必要と考えられる。

環境影響の調査、予測及び評価（以下、「調査等」という。）に当たっては、事業特性及び地域特性を踏まえ、次の事項に留意するとともに、明らかとなった環境影響に対し、適切な環境保全措置を行うこと。

### 1 全般的事項

- (1) 評価に当たっては、施設の建て替えによる環境影響の変化に着目するとともに、可能な限り環境影響を回避・低減する観点に重点を置き、調査等の手法を選定すること。
- (2) 必要に応じ、環境影響評価等についての技術的事項に関する指針（平成11年京都府告示第276号）第2の7に基づき、調査等の手法の重点化及び簡略化を行い、準備書においてその理由も含めて記載すること。
- (3) 今後、調査等の結果や詳細な事業計画の策定により、新たな環境影響が明らかになった場合は、必要に応じ、選定された項目及び手法を見直すこと。

### 2 個別事項

#### (1) 大気質

施設の稼働による排出ガスの影響の評価については、北東方向の谷型の地形を勘案した手法により行うこと。

#### (2) 景観

- ・ 事業予定地周辺の主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響が把握できるよう、施設の視認状況について地図上に図示するとともに、その結果を踏まえ、調査地点の追加について検討すること。
- ・ 予測・評価に当たっては、構造物の位置、色彩、形状、白煙の発生等について検討し、必要に応じ、色彩等に係る複数案の検討を行うこと。

#### (3) 地球温暖化

温室効果ガスの排出量の予測においては、ごみの燃焼による発電による削減効果を見込むこと。